

当町が個人より円明寺御茶屋池の寄付を受けたことに対する決議

個人所有のため池「円明寺御茶屋池」を所有者より当町に寄付申し出があり、当町は寄付を受けて所有権移転登記を8月20日申請した。この寄付受領は町長の権限としてすすめた。

しかし、議員の中にお茶屋池の活用方法、ため池の安全性、水利権をどうするのか等、懸念の声が多数あり寄付を受けることに反対の意見もある。そこで議会の連合審査会としてさまざまな質問を行い答弁を求めたものの、財産的価値の明言は無く、活用に関しては歴史的価値の有無によるとして、あくまでも想定されるケースでの話に過ぎず判断基準や時期などは不明確である。さらに水利権について昭和51年の補償工事等に関する覚書を所有者の変更で引き継ぐとしている。これでは管理補修工事の範囲が明確でなく将来に禍根を残す事になりかねない。数十年後の大規模改修経費など将来発生する経費については池を所有する価値との比較により判断することになる。この件に関して議員の同意がないままに寄付受領がすすめられたことは誠に遺憾である。

さらに一部の住民に対する利益供与とならないかの疑念も残る。

よって、このため池の今後の調査活用に対し、町は慎重に池の価値

と管理費用を絶えず比較検討のうえ、時期を逸することなく適時適切に議会に対して丁寧な説明を行い、事務を進めることを求める。

以上、決議する。

令和7年9月18日

大山崎町議会